

清流の国ぎふ森林・環境基金条例

平成二十三年岐阜県条例第五十一号

（設置）

第一条 森林及び河川の有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の公益的機能の維持増進を図るための事業に要する資金に充てるため、清流の国ぎふ森林・環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- 一 清流の国ぎふ森林・環境税条例（平成二十三年岐阜県条例第四十五号）第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 二 前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（目的外の取崩し）

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。